

# 伊勢市交通政策課だより

No.6

## 市内で交通上、注意してほしい箇所その6



**信号見落とし！  
注意！！**



### 伊勢市本町地内

今回は、伊勢市本町地内にある「本町2」交差点についてです。

こちらの交差点は、横断歩道を歩行者が横断するため信号機が設置されています。また、押しボタンが設置されていますが、昼間は付近の「伊勢市駅西」、「外宮北」、「本町1」交差点と連動して運用されており、夜間のみ押しボタンを感知し、且つ先の交差点と連動して運用されています。

「本町2」交差点の車道信号が赤色になる時は、直近の「外宮北」、「本町1」交差点の信号も赤色となるのですが、交差点が隣接していることから、「本町2」交差点の信号を見落として進行する車両が散見されます。

**信号交差点が隣接していると、遠方の信号を見てしまい、直近の信号を見落としてしまうことがありますので、通行する際はご注意ください。**

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その7」です。

# 伊勢市交通政策課だより

No.7

## 市内で交通上、注意してほしい箇所その7



### 伊勢市本町地内

今回は、伊勢市本町地内にある「歩車分離式信号」についてです。

こちらの交差点は、車両の通過と歩行者の横断が交わらないよう、青信号のタイミングを分離した信号機となっていて、各信号機に補助板が取り付けられています。

「歩車分離式信号機」が設置された交差点の注意点ですが、同じ進行方向の歩行者用又は車両用の信号機が青になったタイミングで誤って発進、横断してしまうことがありますので、信号機及び補助板をしっかりと確認してください。

同交差点を**自転車**で通行する際、歩道が普通自転車通行可となっていますので、

- 車道を通行する際は車両専用の信号機
- 歩道を通行して横断歩道を横断する際は歩行者用信号機

に従って通行していただくようお願いします。

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その8」です。

# 伊勢市交通政策課だより

No.8

## 市内で交通上、注意してほしい箇所その8



### 伊勢市宮後3丁目地内

今回は、伊勢市宮後3丁目地内にある「歩車分離式信号」についてです。

こちらの交差点は、「その7」で紹介した本町地内の交差点と同様に、車両の通過と歩行者の横断が交わらないよう、青信号のタイミングを分離した信号機が設置されています。

同交差点の注意点は、本町の場合と一部異なり、自転車で通行する際、歩行者用信号機に「自転車・歩行者専用」の補助板があり、自転車横断帯が設けられていることから、車道・歩道のどちらを通行する場合においても、**歩行者用信号機に従って通行する**ようお願いします。

又、伊勢市内の「歩車分離式信号」が設置された交差点では、斜め横断は出来ませんので注意してください。

次回は、道路を横断する時の交通ルール【歩行者】です。

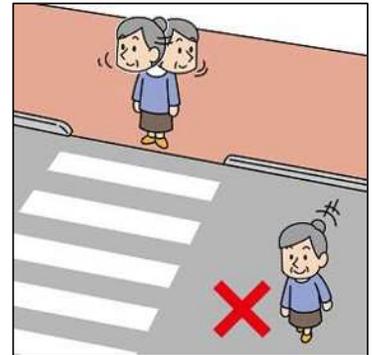
# 伊勢市交通政策課だより

No.9

## 道路を横断する時の交通ルールについて

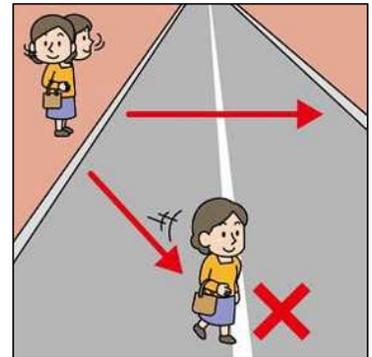
### ○ 横断歩道を利用する

近くに横断歩道があるときは横断歩道を利用して横断してください。



### ○ 斜め横断の禁止

道路を斜めに横断すると、目的地までの距離は近くなりますが、横断する時間や距離が長くなり危険です。



### ○ 直前直後横断の禁止

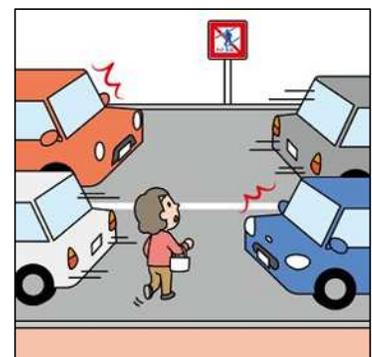
クルマ等の直前又は直後を横断すると死角に入り、危険です。  
クルマ等から十分に距離を開けて横断してください。



### ○ 横断禁止場所での横断

道路標識によって横断が禁止されている道路では横断してはいけません。

※ 近くに歩道橋がある場所に多いです。



次回は、「伊勢市が管理する自転車駐輪場について」です。

# 伊勢市交通政策課だより

No.10

## 宇治山田駅周辺の自転車駐輪場について



宇治山田駅には、無料の自転車駐輪場を6箇所設けていますが、利便性が良い第2、第5、第6駐輪場へ利用者が集中してしまい、許容台数を超える駐輪や通路への駐輪などで、皆様にはご迷惑をおかけしています。

満車の際は、利用状況に余裕がある第1、第3、第4駐輪場を利用してください。

駐輪場の利用について詳しくは

伊勢市公式ホームページ>くらし・環境>交通・コミュニティバス>伊勢市が管理する自転車駐輪場

をご覧ください。